

芝浦工業大学校友会北海道支部規約

- 第1条(名称) 本会は芝浦工業大学校友会北海道支部(以下支部という)と称する。但し、必要に応じ地域分会を設置することができる。
- 第2条(所在) 本支部は事務局を札幌市内に置く。
- 第3条(目的) 本支部は芝浦工業大学校友会会則並びに支部設置規定に基づき、支部会員の交流・親睦を図り、本部の活動に協力し芝浦工業大学の発展に寄与することを目的とする。
- 第4条(事業) 本支部は目的達成のため下記事業を行う。
1. 本部及び支部相互の連絡・交流
 2. 会報、会員名簿の発行
 3. 会員相互の交流・親睦
 4. 支部大会の開催
 5. その他目的達成するに必要な事業
- 第5条(会員) 本支部会員は芝浦工業大学校友会会則に規定する会員で、北海道に居住するものをもって組織する。
- 第6条(役員) 本支部に下記の役員を置く。
- | | |
|-------------------------|-----|
| 1. 支部長 | 1名 |
| 2. 副支部長 | 4名 |
| 3. 幹事長 | 1名 |
| 4. 会計 | 1名 |
| 5. 事務局長 | 1名 |
| 6. 常任幹事
(地域分会長及び部会長) | 若干名 |
| 7. 幹事 | 若干名 |
| 8. 監査役 | 2名 |
- 第7条(役員の選任) 支部長、副支部長、監査役は幹事会において、その都度定められた方法により互選する。幹事長、会計、事務局長は支部長が指名する。常任幹事、委員長については、三役会において選任する。
- 第8条(役員の任期) 役員の仕事は2年とし、再選はさまたげない
- 第9条(役員の任務)
1. 支部長は、支部を代表し会務を統括する。
 2. 副支部長は各委員会を担当し、事業の円滑な運営を図り、支部長を補佐し、支部長事故あるときはその職務を代行する。
 3. 幹事長は三役会、常任幹事会、幹事会の会議の運営を統括する。オブザー

バー出席は、幹事長の許可を得るものとする。

4. 事務局長は事務局の管理を行う。
5. 幹事は会務を執行する。

第10条(顧問相談役) 本支部に顧問相談役を置くことができる。顧問相談役は本支部のため、特別の功労のあるものの中から支部長が幹事会の承認を得て委嘱する。

第11条(役員会構成)(審議及び決議)

1. 三役会は支部長、副支部長、幹事長をもって構成し、事業(審議及決議)の推進状況全般を掌握する。
2. 常任幹事会は支部長、副支部長、幹事長、常任幹事をもって構成し支部幹事の選出、その他の重要事項並びに運営上必要な企画立案事項を審議する。
3. 幹事会は支部長、副支部長、幹事長、会計、事務局長、常任幹事、幹事を持って構成し本会規約に規定する重要事項並びに本支部運営上必要な事項を審議し決議する。

第12条(委員会) 本支部は目的達成に必要な執行機関として、下記の委員会を置く。

1. 総務委員会
 - イ. 事業計画、事業報告の作成・報告
 - ロ. 会則・規約の運用及び資料の作成
 - ハ. 会議の運営及び資料の作成
2. 財務委員会
 - イ. 予算書・決算書の作成・報告
 - ロ. 会費の徴収及び資料の作成
3. 会員委員会
 - イ. 会員相互の交流及び親睦を図る
 - ロ. 本部及び各支部との連絡・交流を図る
 - ハ. 各分会との連絡・交流及び分会設立のための調査・研究
4. 編集委員会
 - イ. 会報の作成
 - ロ. 会員名簿の作成及び運用

第13条(実行委員会) 本支部は特別事業推進のため実行委員会を置くことができる。

第14条(総会) 総会においては幹事会決議について会員に報告し承認を得るものとする。その他、会員の動静、支部運営の状況、大学並びに本部及び各支部の動向等の報告、会員相互の交流を図る。

第15条(経理) 本支部の経理は会計が担当しその都度、会費及び寄付金並びにその他の収入をもってあてる。

第16条(監査) 本支部の監査役は毎会計年度の決算を監査し、その結果を幹事会に提出するとともに総会において、その報告をする。

第17条(会費)

1. 本支部の会費については別に定める
2. 本支部の会費を滞納しているものは、その間会員としての権利を停止することがある。

第18条(会計年度) 本支部の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

付 則

本支部規約は昭和41年8月1日より施行する。

1. 昭和51年12月1日一部改正
1. 昭和53年12月1日一部改正
1. 昭和58年12月2日一部改正
1. 平成20年5月17日一部改正

会 費 規 定

第1条 本支部の会費は年額 3,000円とする。

第2条 会費を改定する場合は、幹事会で決議し総会の承認を得るものとする。

平成20年5月総会にて承認

地域分会設置規定

第1条 地域分会を置く時には、役員並びに地域分会会員名簿を本支部に提出し、支部幹事会の承認を得るものとする。

第2条 地域分会の中に部会を置くことができる。

本部及び北海道支部との連絡並びに 交流のための費用規定

第1条(資格) 支部幹事であること。

第2条(決定) 予め支部幹事の決によること。

第3条(登録料) 登録料は支部費用とする。

第4条(旅 費) 旅費は1名分を限りとし支部費用とする。

昭和58年 4月22日支部幹事会決議

慶 弔 規 定

第1条 本支部は会員の慶弔に際してこの規定の定めるところに従い慶弔に対処する。
但し、対象となる会員は前年または当年中に会費を納入している会員とする。

第2条 会員が死亡したとき、弔慰金を送る。但し対象となるのは一年以内に限る。
弔慰金 金五千円

第3条 弔慰金の金額の変更については年度始めの幹事会に置いて決めることとする。

第4条 前1. 2. 3条以外に必要と認める慶弔についてはその都度三役会を開き協議する。
平成4年度総会にて決議